

条例の構成（要約版）



第1章 総則

- 第1条 目的
子ども・子育て支援の推進に関する基本理念を定め、市や保護者などのそれぞれの責務及び役割を明確にし、一体的な子育て支援策に取組み、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現に繋げることを目的としています。
- 第2条 定義
「子ども」、「保護者」、「市民等」、「学校等関係者」、「事業者」、「いじめ等」、「協働」の定義を規定しています。
- 第3条 基本理念
 - ①子どもが教育の機会を確保され、成長段階に応じた学びや遊びなどを通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備していきます。（育つ権利、参加する権利）
 - ②子ども一人ひとりがかけがえのない存在であることを認識し、子どもがいじめ等に悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権を尊重していきます。（守られる権利、生きる権利）
 - ③子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身につけることにより、他者の人権を尊重し、次代の社会を担うことができるよう支援していきます。
 - ④子どもや子育て家庭への支援は、協働して継続的に行っていきます。

第2章 子どもの権利を守る責務及び役割

- 第4条 市の責務
- 第5条 保護者の役割
- 第6条 市民等の役割
- 第7条 学校等関係者の役割
- 第8条 事業者の役割

オール登米で
取り組みましょう！

第3章 子どもの支援に関する市の基本的な施策

- 第9条 子どもの成長への支援
子どもが健やかに成長するために、安全に安心して過ごすことのできる環境づくりに努めます。
- 第10条 相談支援体制の整備等
子どもや保護者が安心して相談できる体制を構築し、相談機会を確保していきます。
- 第11条 支援が必要な子どもへの支援
様々な悩みや問題を抱えている子どもに対し、状況に応じた支援を行うとともに、いじめ等の人権侵害の防止や早期発見に取り組みます。
- 第12条 家庭環境に応じた子育て家庭への支援
市は、保護者が短時間の勤務や出産・病気等の場合に、一時的に子どもを預けることなどができるサービスの充実を図るとともに安心して子育てができるよう必要な支援を行います。
- 第13条 切れ目のない支援
市は、ライフステージの変化に応じ、切れ目のない支援を行います。



第4章 情報提供及び検証体制

- 第14条 子どもへの分かりやすい情報提供
子どもや保護者が支援や取組内容を理解し、必要な支援を受けることができるよう、必要な情報を分かりやすく伝えるよう努めます。
- 第15条 意見表明や社会参加の促進
子どもの社会参加に向けて、子どもが意見表明できる機会を設けるとともに、子どもの考えや意見を尊重しながら、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めます。
- 第16条 広報及び啓発
社会全体で子どもを育むことの重要性やそれぞれの役割についての共通認識を持ち、関心及び理解を深め、協働して取り組めるよう、様々な媒体を活用した広報及び啓発活動を行います。
- 第17条 調査検証等
施策の調査及び検証を行い、課題等の解決及び施策の見直しに向け、検討を行います。



第5章 雑則

- 第18条 委任

令和4年9月15日制定



登米市 福祉事務所 子育て支援課

〒987-0446 登米市南方町新高石浦130番地
TEL:0220-58-5562 FAX:0220-58-2375
メールアドレス:kosodateshien@city.tome.miyagi.jp

登米市子ども・子育て条例ホームページ▶



登米市 子ども・子育て条例



条例制定の目的

子どもや子育てを取り巻く環境が多様化する中、子ども・子育て支援の推進に関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者それぞれの責務及び役割を明らかにするとともに、市が取り組むべき施策を総合的かつ計画的に推進することで、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を図ることを目的とします。

条例前文

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を持っています。

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在であり、登米市の「宝」です。

子どもは大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にすることを育みます。また、自ら気づき、考え、行動することにより、多くのことを学ぶことができます。そして、経験することを通して、生きる力を育みます。

水と緑の豊かな自然に囲まれたこの地において、子どもの健やかな成長と子育てを支援することは未来への投資でもあり、保護者の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないよう、子どもの最善の利益を考え、子どもに関わる全ての者が一体となって子育てに取り組むことが必要です。

このことから、基本理念を明らかにし、一人ひとりが自らの役割を認識し行動することにより、全ての子どもが安心して健やかに成長することのできる地域社会の実現を願い、ここに、この条例を制定します。



登米市

木の絵は、「育つ・平和・多様性」をイメージし、豊里こども園の5才児が描きました。

関係者それぞれの役割イメージ

市の責務

- 支援施策を総合的かつ計画的に実施
- 関係者への必要な支援を実施



事業者の役割

- 支援施策・取組への協力
- 働きやすい雇用環境の整備



保護者の役割

- 愛情をもって養育に努める
- より良い家庭環境づくりに努める



オール登米で 取り組みましょう！

市民等の役割

- 支援の重要性に関心・理解を深める
- 支援施策・取組への協力



学校等関係者の役割

- 主体的に学び、成長することへの支援
- 子どもの安全・安心を確保



子どもの 権利を守る 責務及び役割



市の責務

市全体で子どもへの支援に取り組むとともに、国、県、他の地方公共団体その他の関係機関との連携を図りながら、総合的かつ計画的な施策を実施します。

関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。



保護者の役割

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもにとって家庭が自分らしく過ごせる心地良い居場所となるよう、愛情をもって養育に努めます。

保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを認識し、周囲から協力をもらいながら、より良い家庭環境をつくるよう努めます。



市民等の役割

地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを改めて認識し、地域社会の中で、子どもや子育て家庭の親子が安心して過ごせるように子どもの見守り等、子どもへの支援に関する施策に協働して取り組むよう努めます。



学校等関係者の役割

地域との信頼関係を築き、関係機関等と連携を図りながら、子どもが主体的に学び、成長することができるよう、必要な支援に努めます。

市、警察、医療機関等との連携を深め、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めます。



事業者の役割

将来を担う子どもたちの健全な成長を支援する活動を行うとともに、市や地域コミュニティ等で実施する子育て支援施策に協働して取り組むよう努めます。

子育て中の保護者を雇用する立場である事業者が、「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」の観点から、仕事と子育てを両立することが可能な働きやすい雇用環境の整備に努めるとともに、家庭での子育てに関する理解を深める機会の確保に努めます。